

子ども・子育て支援に関する新たな計画の策定に向けて

1 計画策定の背景

- 少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来を受け、国や地方自治体、地域を挙げて新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請である。
- 子育て家庭を取り巻く環境として、
 - ・核家族化や地域の繋がり希薄化の進行に伴い、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。こうした状況が児童虐待増加の一因となっているとも指摘されている。
 - ・社会や経済の環境変化、市民の生活様式・価値観の多様化により、共働きの家庭が増加する（女性の就業率が高まる）なかで、待機児解消が喫緊の課題となっている。
- 本市における子ども・子育て支援については、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画のもと総合的な施策が講じられているところであるが、今般、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）の成立により、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大、地域における子ども子育て支援の充実等を図るための新たな制度が創設された。
- 新制度においては基礎自治体である市町村が実施主体として位置づけられていることから、子ども・子育て関連3法及び子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針を踏まえ、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に行うための新たな計画を策定する。

2 計画の位置付け

- 本市の総合計画及び福祉計画を上位計画とした子ども・子育て支援に関する分野計画としての位置付け
- 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」としての位置付け
- 児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」としての位置付け
- 母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」としての位置付け

3 計画対象期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

4 計画策定体制

- 府中市子ども・子育て審議会による検討及び答申
- 市民からの意見・要望等の収集
 - ・市民意向調査（基礎データの収集）
 - ・パブリックコメント（最終調整）

- 市議会への報告
- 庁内体制
 - ・庁内関係課との連携による計画案の調整
 - ・庁議への付議と承認

5 計画策定にあたっての方向性及び留意事項

- 計画における基本理念及び基本目標（都市像）について、現行の次世代育成支援行動計画（以下「現行計画」という。）では「子どもの利益が最大限に考慮されるよう、子どもの視点に立つ」との考え方にに基づき次のように定めている。

基本理念：「次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にし、子どもの立場・視点を最大限尊重します」
基本目標：「ひとみ輝け！府中の子どもたち 心豊かな子どもがいきいきと育つまち」

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考え方は、子ども・子育て関連3法に基づく新制度のもとにおいても普遍であることから、この基本理念・目標を新たな計画においても継承していくものとする。

- 新たな計画では、子ども・子育て支援法において「子ども」として定義する18歳未満までの子どもとその保護者への支援に関する施策を対象範囲としつつ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るといふ、主に就学前の子どもとその保護者への支援に重点をおいた新制度の趣旨を踏まえ、選択と集中の観点から計画に位置付ける施策の内容を精査する。
- 上記内容の精査にあたっては、関連計画との整合や連携に十分留意する。
- 計画策定にあたり、必要な支援につながっていない方を見落とさずに、必要な支援に繋げていく視点に十分配慮する。
- 保育等の量的拡大を図るにあたり、その質が低下することのないよう、質を担保するための方策を併せて検討していく。
- 情報発信その他の子育て支援施策の展開にあたり、NPOや市民団体、市民ボランティアなどの地域のマンパワーを活用した取組を進める。

6 計画に盛り込む内容

- (1) 府中市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な計画として
 - 地域で安心して出産し、子育てができる環境の推進に関すること
 - ・利用者支援（情報提供等）・相談体制の推進
 - ・地域の子育て支援ネットワークの構築
 - ・乳幼児の親子の居場所づくり
 - ・育児負担の軽減
 - ・母子保健の充実
 - 就労等により家庭での保育が困難な家庭への支援に関すること
 - ・保育所等待機児解消

- ・多様な保育ニーズへの対応
- ・学童クラブの拡充と放課後子ども教室との連携
- 幼児教育の推進に関すること
- 青少年の健全育成に関すること
 - ・家庭・学校・地域社会の連携による青少年健全育成活動の推進
 - ・小学生の放課後の居場所づくり（放課後子ども教室の拡充を含む）
 - ・中・高生の放課後の居場所づくりへの配慮
- 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援に関すること
 - ・児童虐待防止対策の推進
 - ・ひとり親家庭の自立支援
 - ・障害児施策との連携
- 子育て家庭の経済的負担の軽減に関すること
 - ・手当及び医療費助成
- (2) (1)の内容と連動する「子ども・子育て支援事業計画」として
 - 教育・保育提供区域に関すること
 - 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量の設定（ニーズ推計）並びに確保方策（事業内容及びスケジュール）に関すること
 - 認定こども園普及に係る基本的考え方に関すること
 - 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に必要な支援に関すること
 - 質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方並びに推進方策に関すること
 - 教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互の連携並びに教育・保育施設と小学校等の連携の推進方策に関すること